
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 に係る認定等事務処理要綱

子ども・福祉部 地域福祉課ユニバーサルデザイン班

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、同法施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び同法施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令の例による。

（特定建築物の認定の申請）

第3条 法第17条第1項の規定に基づき計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（省令第3号様式）の正本及び副本各1通に省令第8条に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添付して、知事に申請しなければならない。

- 一 建築物移動等円滑化基準チェックリスト（様式1）
- 二 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式2）
- 三 その他知事が必要と認める図書

（協定建築物の認定の申請）

第3条の2 法第22条の2第1項の規定に基づき計画の認定を申請しようとする者は、認定申請書（省令第5号の4様式）の正本及び副本各1通に、それぞれ協定建築物特定施設にかかる協定の写し、省令第12条の2第3項及び第12条の5第3項の規定による通知の写し並びに省令第12条の3に掲げる図書、その他知事が必要と認める図書を添付して、知事に申請しなければならない。

（特定建築物の適合通知）

第4条 法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、「特定建築物の建築等にかかる計画通知書」（様式3）に建築確認申請書を添えて建築主事に行うものとする。

- 2 建築主事は、前項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあっては、「適合通知書」（様式4）に同項の建築確認申請書の副本を添えて、所管行政庁に通知するものとする。

3 建築主事は、前項の計画が、建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するとき（同項ただし書きの特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合を除く）にあつては、申請者から、同法第18条の2第1項により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、「適合通知書」を交付することができる。

（報告の徴収）

第5条 認定建築主等は、法第53条第4項の規定により知事から報告を求められたときは、「認定特定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書」（様式5の1）を知事に提出しなければならない。

2 認定協定建築主等は、法第53条第5項の規定により知事から報告を求められたときは、「認定協定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書」（様式5の2）を知事に提出しなければならない。

（改善命令）

第6条 法第21条の規定による命令は、知事が必要と認めるときに、「改善命令書」（様式6の1）により行うものとする。

2 法第22条の2第5項の規定により準用する法第21条の規定による命令は、「改善命令書」（様式6の2）により行うものとする。

（認定の取消し）

第7条 法第22条の規定により認定を取り消したときは、「認定取消通知書」（様式7の1）により認定建築主等に通知する。

2 法第22条の2第5項の規定により準用する法第22条の規定により認定を取り消したときは、「認定取消通知書」（様式7の2）により認定協定建築主等に通知する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正。

令和元年9月1日一部改正。

令和3年1月1日一部改正。

令和3年12月20日一部改正。

令和4年10月1日一部改正